



- 2 令和6年2月1日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。不開示の理由は「在宅勤務のような勤務形態に関する文書は、特定の個人に関する情報であり、かつ公務員の職務の遂行に直接関係がある情報ではない（つくば市情報公開条例第5条第1号該当）。また、近年、職員に対する不当要求や強要と考えられる事案が発生していることから、開示請求されている情報を開示することは、当該職員に強い精神的負担を与え、ひいては心身の不調につながり、職員の日常生活の平穏が害されるおそれがある（同条例同条第4号該当）。したがって、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記不開示情報を開示することとなるため、当該文書の存否を明らかにすることはできない。」とした。
- 3 令和6年4月8日、審査請求人は、つくば市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

職員の仕事は、公務であり、私的な仕事ではない。なぜならば、全て税金を投入して行う業務である。全て個人的なプライベートのものと判断することは、誤認であり、この内容がプライベートとの考えは、都合が悪い事案は、全て隠蔽できることになるため、本件処分の取り消しを求める。

### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分に係る開示請求は、つくば市職員の氏名を特定して請求されたため、本件条例第5条第1号に該当する特定の個人情報であるが、公務員については、同号ウの規定により当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開することとされている。本件開示請求は在宅勤務状況が

対象となっているが、在宅勤務状況は、公務員の情報であっても職務の遂行に直接の関連を有するものでないため、開示すべき行政情報でない。

また、開示請求の対象文書である在宅勤務命令簿及び在宅勤務実施報告書は在宅勤務をした場合に限って作成されるものであるため、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、職務の遂行に直接の関連を有しない個人情報を開示することとなる。

- (2) つくば市では近年、市職員に対する不当要求や強要が多く発生しており、本件開示請求によって、特定の職員が自宅等における勤務を実施していることが明らかになれば、不当要求等をする者が自宅を探索し、ひいては職員の自宅へ直接訪問するおそれが生じる。開示請求されている情報について個人の氏名が明らかな状態で存否を答えることは、特定の職員の在宅の可能性に関する情報を一般に公開することであり、このことは当該職員に強い精神的負担を与え、ひいては心身の不調につながり、職員の日常生活の平穏が害されるおそれがあることから、本件条例第5条第4号に該当する。
- (3) 以上のことから、本件開示請求に係る文書の存否を明らかにすることはできないため、本件審査請求の棄却を求める。

### 第3 理由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、別添答申書における「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」と同様である。審査庁としては、答申書に記載のある「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」は、妥当であると認め、補足すべき事項もない。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年（2024年）12月6日

審査庁 つくば市長 五十嵐立青